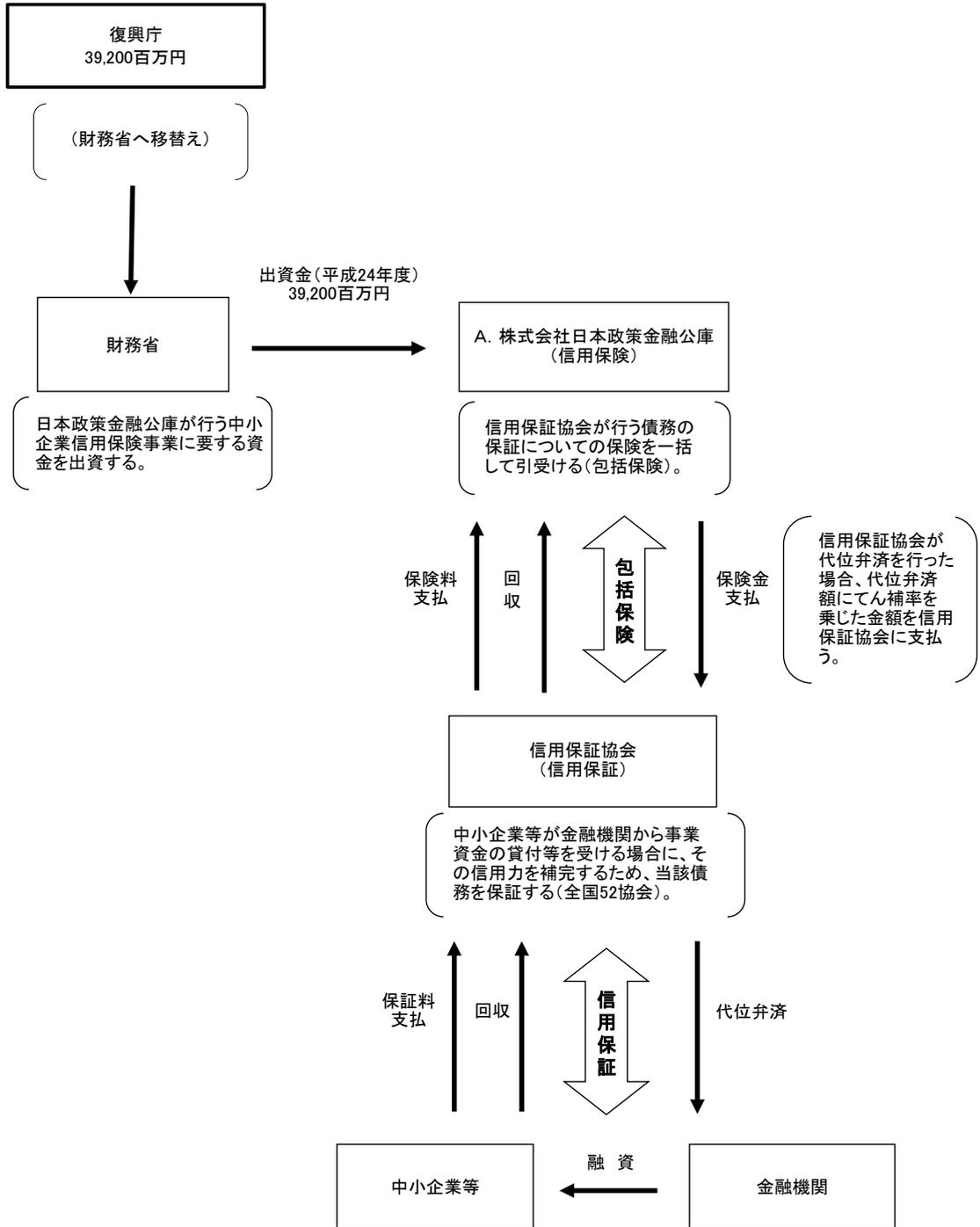


平成25年行政事業レビューシート (復興庁)								
<b>事業名</b>	中小企業信用保険事業(復興関連事業) (日本政策金融公庫出資金)		<b>担当部局</b>	復興庁	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	事業開始:平成24年度 終了(予定):未定		<b>担当課室</b>	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 大野 秀敏			
<b>会計区分</b>	東日本大震災復興特別会計		<b>政策・施策名</b>	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律 第57号)第4条第1項及び第11条第1項第3号		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	東日本大震災の被害により経営に支障を来している中小企業・小規模事業者に対する、一般保証とは別枠の東日本大震災復興緊急保証制度等について、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が再保険(信用保険)を実施することにより、信用保証協会の保証能力を強化し、被災した中小企業等の資金調達の円滑化を図るもの。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	当該事業は、国が、信用保険を引き受け、信用保証協会による代位弁済が発生した場合に保険金を支払う公庫に対して出資を行い、中小企業信用補完制度を支える公庫の財務基盤の強化を図るものである。 信用保険は、信用保証協会の債務保証(信用保証)を通じ、中小企業等の約4割に当たる150万社(平成24年度末)が利用しており、特に東日本大震災の発生に伴い創設された東日本大震災復興緊急保証に係る保険を総額2兆円引受けている(25年3月末現在)。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算		39,200	-	-		
		補正予算	621,500	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
	計	621,500	39,200	-	-			
	執行額	621,500	39,200	-	-			
執行率(%)		100.0%	100.0%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	信用保険引受業務の実績(金額) 目標:中小企業等の資金繰りの円滑化を図る。 ※信用保険引受業務の規模は経済環境等により大幅に増減するため、定量的な目標値の設定は困難。		成果実績	百万円	-	11,131,326	9,366,218	※
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	信用保険引受業務の実績(件数)		活動実績	件	-	838,147	744,316	-
			(当初見込み)		-	-	-	-
<b>単位当たりコスト</b>	保険引受1億円あたりの年間コスト:6.58百万円		算出根拠	公庫の保険金支払額を保険引受金額で除したあと、1億円を乗じることにより算出(24年度信用保険事業の総額で計算)。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	株式会社日本政策金融公庫出資金	-	-					
	計	-	-					

事業所管部局による点検					
項目			評価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	当該事業は、信用保証協会の保証能力強化を通じ、東日本大震災の被害により経営に支障を来している中小企業等の資金調達の円滑化を図ることを目的としている。その達成のためには、保険金を支払う公庫への十分な予算措置による財務基盤強化が必要不可欠である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	公庫は、信用保証協会と包括保険契約(協会保証付き融資が金融機関によって実行されると自動的に保険関係が成立する契約)を締結し保険料を徴収する一方で、信用保証協会による代位弁済が発生した場合にはてん補率(70~90%)に応じた保険金を信用保証協会に支払うこととなっており、事業の効率性は確保されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	東日本大震災に対応し相応の保険引受実績をあげていることから、当該事業の有効性は高い。なお、信用保証引受業務の規模は足下の経済環境等により大幅に増減するため、目標値や見込み等の設定は困難。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	類似の事業はない。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は公庫より保険引受実績、保険収支、保険事故の発生状況等のデータを毎月徴求し、適時に業況等を把握しているほか、財務内容については半期毎に報告を受けている。</li> <li>・東日本大震災復興緊急保証については、25年度より当該保証の対象者を特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に限定したうえで継続実施している。</li> <li>・今後は、被災地の復興状況等を踏まえつつ、東日本大震災復興緊急保証の引受状況等も見ながら、公庫の財務の健全性を維持するための財政措置を講じる必要がある。</li> </ul>				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-	事業については、25年度も継続しているものの、平成24年度までに所要の予算措置を講じているため、25年度及び26年度は予算を計上していない。今後、被災地の復興状況によっては、被災企業の資金需要は中長期的に継続する可能性があることから、今後の被災企業の資金需要を踏まえた上で、予算の必要性について検討する。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-	震災発生以降の復興の進展といった状況の変化を踏まえ、26年度は復興特会での予算要求は行わない。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年		平成23年		平成24年
					20

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.株式会社日本政策金融公庫			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
出資金	信用保険事業の財務基盤強化	39,200			
計		39,200	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

**支出先上位10者リスト**

## A.株式会社日本政策金融公庫

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本政策金融公庫	我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能等を担っている。	39,200	—	—

# 中小企業信用保険事業（復興関連事業）（日本政策金融公庫出資金）

## 事業の内容

### 事業の概要・目的

- 信用補完制度は、民間金融機関による中小企業向け融資について信用保証協会が保証を実施し、当該協会のリスクの一部について日本政策金融公庫が保険を付するもの。
- 本事業は、信用保証協会が行う信用保証について信用保険を引き受け、代位弁済が発生した場合に保険金を支払う日本政策金融公庫に対し出資を行い、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財務基盤を強化を図るもの。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



- (株)日本政策金融公庫は、民間金融による中小企業向け融資について保証を行う全国の信用保証協会に対し、代位弁済が発生した場合に、保険金の支払いを実施。

## 事業イメージ

